

会計年度任用職員のみなさんへ

- 会計年度任用職員には地方公務員法が適用され、都の職員としてふさわしい行動規範が求められます。
- 主な内容を以下にまとめましたので、しっかりと確認してください。
(別添資料「東京都におけるコンプライアンス」も必ずご確認ください。)

項目	内容
職務上の義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等及び上司の職務上の命令に従わなくてはなりません。 ○ 休暇等により免除される場合を除き、職務に専念しなくてはなりません。
身分上の義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。 ○ 職員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならず、違反した場合は懲戒処分の対象になるほか、刑事責任を問われる場合があります。 ○ 職員は、一定の範囲の政治的行為が制限されています。 (例) 政治的団体の結成に関与すること、役員となること、構成員となるよう(ならないよう)勧誘すること ○ 争議行為等が禁止されています。 (禁止される行為) ストライキ、サボタージュ等の争議行為、怠業的行為、これらの行為を企画・共謀・そそのかし・あおる行為 (違反者の責任) 争議行為等は懲戒処分の対象となります。共謀・そそのかし・あおり等の行為をしたものは刑事責任を問われる場合があります。
営利企業等への従事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営利企業等に従事(兼業)する場合は、事前に届出を行う必要があります。
分限・懲戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法等に定める分限・懲戒処分の対象になります。 (分限処分) 職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行う不利益な処分。免職、休職 (懲戒処分) 職員の義務違反に対して任命権者が科す制裁であり、規律と秩序を維持するための処分。免職、停職、減給、戒告
審査請求 措置要求	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懲戒などの不利益処分を受けた場合は、人事委員会に対して審査請求をすることができます。 ○ 勤務時間などに関し、人事委員会に対して適正な措置が執られるべきことを要求することができます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任用の都度、原則1月は条件付採用となります。 ○ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行う必要があります。 ○ 万が一、事故が発生したときは、速やかに上司に報告し、指示を受ける必要があります。 ○ 職務を遂行する上で困ったことがあれば、一人で抱え込むことなく、速やかに上司や同僚に相談することが重要です。